

総務省告示第百五十号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）の一部を次のように変更する。

令和二年四月二十一日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、変更前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

第2 周波数割当表
[1～7 略]

第2 周波数割当表
[1～7 同左]

第1表 8.3kHz～27500kHz
周波数割当表

第1表 8.3kHz～27500kHz
周波数割当表

[略]	国内分配 (kHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[略]	アマチュア	アマチュア業務用	[略]
1825～1875	固定 移動 (航空移動を除く。)	公共業務用 一般業務用	ラジオ・ナイ用とする。
1875～1907.5	固定 移動 (航空移動を除く。)	公共業務用 一般業務用	ラジオ・ナイ用とする。
[略]	[略]	[略]	[略]
3575～3580	固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)	公共業務用 一般業務用	[略]
3580～3599	固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)	公共業務用 一般業務用	[略]

[同左]	国内分配 (kHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[同左]	アマチュア	アマチュア業務用	[同左]
1825～1875	固定 移動 (航空移動を除く。)	公共業務用 一般業務用	ラジオ・ナイ用とする。
1875～1907.5	固定 移動 (航空移動を除く。)	公共業務用 一般業務用	ラジオ・ナイ用とする。
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
3575～3599	固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)	公共業務用 一般業務用	[同左]
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

3612-3662	固定 移動 (航空移動 (R)を除く。)	公共業務用 一般業務用	
3662-3680	固定 移動 (航空移動 (R)を除く。) テレチュア	公共業務用 一般業務用 テレチュア業務 用	
[略]	[略]	[略]	[略]

[第2・3表 略]

[国内周波数分配の脚注 略]

[J1～J295 略]

[別表1-1～別表11-3 略]

[国際周波数分配の脚注 略]

3612-3680	固定 移動 (航空移動 (R)を除く。)	公共業務用 一般業務用	
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

[第2・3表 同左]

[国内周波数分配の脚注 同左]

[J1～J295 同左]

[別表1-1～別表11-3 同左]

[国際周波数分配の脚注 同左]

標準 表B5 []の記載は追加しない。